

奈良県告示第三百六十六号

次に掲げる出納員及び分任出納員の印は、平成二十七年一月四日限り廃止する。

- 一 昭和三十一年十月奈良県告示第六百二十九号で告示した奈良県高田県税事務所、奈良県桜井県税事務所及び奈良県吉野県税事務所の出納員印
- 二 平成十一年三月奈良県告示第六百六十九号で告示した奈良県高田県税事務所、奈良県桜井県税事務所及び奈良県吉野県税事務所に勤務する分任出納員の印

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾